

2019 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Jリーグ規約第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める公式試合として、2019 年の明治安田生命 J1 リーグ（以下「J1」という）、明治安田生命 J2 リーグ（以下「J2」という）および明治安田生命 J3 リーグ（以下「J3」といい、J1、J2 および J3 を総称する場合は「リーグ戦」という）の実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。

第 1 節 スタジアム

第 1 条〔スタジアムの確保と維持〕

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第 4 章第 1 節に定められた内容に従い、当該要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備し、維持管理する責任を負う。
- (2) Jリーグ、理事会またはチェアマンは、Jリーグ規約において定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第 2 条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - ① リーグ旗：ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央
 - ② ホームクラブ旗：ホームクラブベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブベンチ側
 - ④ フェアプレー旗：リーグ旗の下または横
- (2) リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗の大きさはいずれも天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。

第 3 条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置にJリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。
- (2) Jクラブが回転式看板、電光看板その他の掲出物を掲出することを希望する場合は、原則としてシーズン開始前までに当該掲出物の内容について、Jリーグ所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

第4条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するときは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また、第7号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。
 - ① 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数（第39条第3項および第4項に基づいて算定されたもの）
 - ⑧ 警告を受けた者および退場を命じられた者
 - ⑨ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。
 - ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブパートナーの広告宣伝
 - ③ チームまたは選手に関する情報の告知

第5条〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
 - ① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが開門1時間前から待機していることが望ましい
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
 - ④ 第2号の医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、Jリーグへ可及的すみやかに提出すること
 - ⑤ AEDを医務室に1台および救護室または観客エリアに2台以上（J3は1台以上）備えること
 - ⑥ すべての試合において第4の審判員ベンチにAEDを備えなければならない
 - ⑦ ピッチサイドに通常の担架2台および頭部・頸部固定可能な担架を2台（J3は1台）備えること
- (2) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。
- (3) 前項第2号の医師および看護師の手当等は、以下の金額を標準とする。

手当：医師	30,000円（日給）
-------	-------------

看護師 10,000 円（日給）
交通費：Ｊリーグの「旅費規程」による

第 2 節 試 合

第 6 条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、Ｊリーグ規約第 4 章第 2 節に定める。

第 7 条〔大会方式〕

リーグ戦の大会方式は、ホーム＆アウェイ方式による 2 回戦総当たりとする。

第 8 条〔届出義務〕

- (1) Ｊクラブは、Ｊリーグ規約第 47 条第 1 項に定めた事項につき、2019 年 1 月 31 日までに、所定の方法によりＪリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- (3) Ｊリーグは毎週金曜日（ただし、その日がＪリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日がＪリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。

第 9 条〔出場資格〕

- (1) 協会への選手登録を完了し、かつＪリーグ登録（Ｊリーグ規約第 100 条に定める。以下同じ）を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- (2) Ｊクラブの 2 種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属するＪクラブが参加する試合への出場資格が与えられる。
 - ① 当該 2 種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② 第 12 条の定めに従いＪリーグに「Ｊリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - ③ 選手が 18 歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - ④ 「第 2 種トップ可」選手としてＪリーグ登録されていること

第 10 条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2019 年 9 月 13 日までに協会への選手登録およびＪリーグ登録を完了した選手のみが、試合への出場資格を有する。

第 11 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、Jリーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 12 条〔メディカルチェック〕

- (1) JクラブはJリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第 13 条〔エントリー〕

- (1) 双方のチームは、各試合において、キックオフの 150 分前までに「Jリーグメンバー提出用紙」に必要事項を記入し、ホームクラブの運営担当に提出（以下「エントリー」という）しなければならない。
- (2) 各試合にエントリーできる者は第 8 条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフに限られるものとする。なお、選手については 18 名、チームスタッフについては 7 名を 1 チームあたりのエントリー可能数の上限とする。

第 14 条〔外国籍選手〕

- (1) Jリーグ登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手の 1 チームあたりの上限は、以下の通りとする。
J 1 : 5 名 J 2・J 3 : 4 名
- (3) 以下に定める国の国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、前 2 項に定める外国籍選手ではないものとみなす。
タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア・カタール

第 15 条〔ユニフォーム〕

Jクラブがリーグ戦において使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。

第 16 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、エントリーされた者だけが着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。
- (4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。

- (5) Jクラブは、協会およびJリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場または退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第 21 条に基づき A D 証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。
- (7) 第 5 項に定める者のうち、試合中に主審により退席を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退席処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。
- (8) 前 2 項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。
- (9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは 2 名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- (10) 本条第 1 項から第 5 項、第 7 項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会または J リーグにより処分を決定される。

第 17 条〔テクニカルエリアの使用〕

「Jリーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ 1 名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第 18 条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第 19 条〔年間順位の決定〕

- (1) リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多い Jクラブを上位とし、J 1 リーグ戦、J 2 リーグ戦および J 3 リーグ戦それぞれ年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
 - ① 全試合の得失点差
 - ② 全試合の総得点数
 - ③ 該当する Jクラブ間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
 - ④ 全試合の反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (2) 前項第 4 号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。
 - ① 退場 1 回につき 3 ポイント（同一試合における警告 2 回による退場およびチームスタッフの退席も同様とする）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止試合 1 試合につき 3 ポイントとして加算し、警告、退場および退席がなかった試合 1 試合につき 3 ポイントを減ずる
 - ② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告 1 回につき 1 ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告 2 回

による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする

- ③ 第1号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるＪクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのＪクラブ）について、第1号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする
- ④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。なお、遅れた理由および分数について該当Ｊクラブから異議の申立があった場合はチェアマンの決定を最終とする
- (3) 第1項第5号の抽選は、昇降格の決定に関わる等の場合であって、順位の優劣を確定させる必要があると理事会が判断したときに限り実施される。
- (4) 同一順位のＪクラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
- (5) Ｊ1で複数のＪクラブが同順位となった場合、ＡＦＣチャンピオンズリーグ等へ出場するＪクラブは、理事会で決定する。

第20条〔審判員〕

- (1) Ｊリーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつＪリーグ規約第101条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、キックオフ時刻の90分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員が主審または副審を務める。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：（Ｊ1）主審	120,000円	副審	60,000円	第4の審判員	20,000円
（Ｊ2）主審	60,000円	副審	30,000円	第4の審判員	10,000円
（Ｊ3）主審	30,000円	副審	10,000円	第4の審判員	8,000円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Ｊリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：（Ｊ1）主審	70,000円	副審	35,000円	第4の審判員	10,000円
（Ｊ2）主審	35,000円	副審	20,000円	第4の審判員	6,000円
（Ｊ3）主審	18,000円	副審	6,000円	第4の審判員	5,000円

ロ. 試合途中から責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Ｊ

リーグの「旅費規程」に基づいて支払う

第 21 条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

Jリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（AD証）を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- ② OFFICIAL（青）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア（スタンド）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- ③ TEAM（ピンク）：オールエリア通行可
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM（赤）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ OFFICIAL GOODS STAFF（水色）：運営本部室、その他運営ゾーン
- ⑥ PRESS（緑および黄緑）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑦ HB STAFF（オレンジ）・RH STAFF/TV STAFF（茶）・RADIO STAFF（黄）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許諾するエリア
- ⑧ カメラマンビブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング〔楯〕Jリーグメディアプロモーション）・青、大型映像装置・ピンク、Jリーグオフィシャルメディア・緑）：エリアについてはJリーグが別途定める2019 Jリーグメディアガイドに準ずる

第 22 条〔入場料および入場券販売〕

- (1) 入場料金はホームクラブが設定し、その料金の体系を、Jリーグ規約第 47 条の定めに従い、Jリーグが指定する日までに届け出なければならない。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者 1 名につき 1 名に限り、無料とする。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第 23 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までにJリーグの指定する試合球を 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第 24 条〔観客等の安全確保義務〕

Jクラブは、Jリーグ規約第 51 条の定めに従い、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。

第 25 条〔日 程〕

Jクラブは、Jリーグ規約第 56 条の定めに従い、試合日程を遵守しなければならない。

第3節 運 営

第26条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Jリーグ規約第4章第3節に定める。

第27条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の150分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第28条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、Jリーグ規約第61条第3項に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合

手当て：なし

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合

手当て：20,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：30,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第29条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビクタークラブの実行委員（またはJリーグ規約第51条第4項に基づくその代理人）の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビクタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

ない。

第 30 条〔スタジアムへの到着〕

原則として双方のチームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

第 31 条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による遅延は、5 分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として前半終了時刻から 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で前半終了時刻から 15 分間を確保できない場合は、ホームクラブが J リーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
 - ① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合
前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻とする（主審が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）
 - ② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合
前半のキックオフ時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ時刻から 50 分を超えた場合は、前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオフ時刻とする

第 32 条〔エントリー後の選手変更〕

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。なお、本項によって認められる選手の変更は次の各号のとおりとする。
 - ① 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる
 - ② 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる
- (2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。

- (3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第33条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- ① 選手の交代は、3名以内とする
- ② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

第34条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となり、Jリーグ規約第63条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該開催不能または中止試合において、Jリーグ規約第67条各号に該当する者がいた場合、規律委員会による審議が行われる
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される

第35条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第36条〔係員〕

- (1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

- ① 場内外の警備・案内要員
- ② 場内放送要員
- ③ ボールパーソン
- ④ 担架要員（8名、担架を2台用意しておくこと）
- ⑤ 記録員（原則4名以上）

- (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかななければならない。

第37条〔中継映像制作〕

Jクラブは、Jリーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① Jリーグスタジアム基準第三項〔諸室・スペース〕第1項第3号、第4項および第5項に定める箇所を含むスタジアムへの撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保

- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、ハーフタイムコメント、公式記録等の配付など試合情報の速やかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有

第 38 条〔取材メディア対応〕

- (1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。
- (2) 試合における J クラブの取材メディア対応は次のとおりとする。
 - ① ホームクラブは、フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - ② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室を設ける
 - ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の 110 分前までに配付する
 - ④ 両クラブは、ハーフタイム時に監督等のコメントを聴取し、ホームクラブはこれを所定の書式にまとめ取材メディア関係者に配布する
 - ⑤ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
 - ⑥ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない

第 39 条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配布する。
 - (2) ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙をすみやかに J リーグに提出しなければならない。
 - (3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。
 - ① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ. 入場券を保有している者
 - ロ. 入場券を保有していない未就学児童
 - ② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ. 車いす観戦者およびその付添人
 - ロ. VIP 席の観客
- なお、入場者数には選手、審判員、J クラブの役職員、その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めない。
- (4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販

売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第40条〔試合運営報告〕

ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Ｊリーグに提出しなければならない。

第41条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第42条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕

退場による出場停止処分の未消化分がシーズン終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次シーズンに持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該シーズン終了をもって失効するものとする。

第4節 試合の収支

第43条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Ｊリーグ規約第4章第5節に定める。

第44条〔公衆送信権〕

- (1) Ｊリーグ公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてＪリーグに帰属する。
- (2) Ｊリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Ｊリーグが定めるところによる。
- (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのＪクラブにそれぞれ配分するものとする。

第45条〔収支報告〕

Ｊクラブは、Ｊリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Ｊリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第46条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

明治安田生命リーグパートナー広告看板基本掲出図



